

違憲審査制と国法秩序（『ブリッジブック法学入門 〔初版〕』第6章）

南野, 森

<https://hdl.handle.net/2324/26277>

出版情報：ブリッジブック法学入門, pp.106-119, 2009-05-15. 信山社
バージョン：
権利関係：

第6章



違憲審査制と国法秩序

本章のねらい

読者は高校までの学習ですでに、「違憲審査制」とか「違憲立法審査権」という語について学んだことであろう。国会の制定した法律や地方公共団体の議会の制定した条例、さらには国や地方公共団体の行政処分などを、それが憲法に違反しているという理由で、裁判所が無効と判断する制度がそれである。本章は、この制度をいくつかの観点から考えることを課題とする。たとえば、日本ではこの制度が十分に機能しておらずもっと活性化すべきだという意見も聞かれるが、それはなぜなのか、そして果たしてそうすべきであるのか……。また、「憲法は国の最高法規である」といういい方も耳にしたことがあるであろうが、いったいそれはどういう意味なのか、もう少し詳しく検討してみよう。違憲審査制という制度は、憲法の最高法規性を保つために存在するものであるともいえるからである。そこでまず、そもそも憲法とは何か、ということから考えていくことにしよう。憲法とは何か、と聞かれたら、読者ならどう答えるだろうか……。

1 憲法とは何か

警察官は誘拐犯？

われわれは通常、日本という国に住んでいると考えている。真面目にそのことを疑う人は多くはないであろう。日本の総理大臣が誰であるかということも、大抵の人はすぐに答えることができるし、

その答えについて、それにしてもなぜその人が内閣総理大臣なのだろうと悩む人もまた、通常多くはないと思う。警察に逮捕されたとして、それを悪い奴に誘拐されたと考える人も、また、税務署に隠し財産を持っていかれたとして、それを泥棒や強盗にやられたと考える人も、それほど多いとは思えない。

しかし考えてみると、警察官が誰かを逮捕するという行為の外形と、誘拐犯が誰かを監禁するという行為の外形は、あまり異なるところがないようにもみえる。「マルサの女」(1987年公開の伊丹十三監督の映画で、宮本信子が演じた国税局査察部の査察官のこと)のやっていることと、強盗犯のやっていることもまた同様である。ところがわれわれは通常、両者をきちんと区別している(はずである)。外形的には同じ行動をしているにもかかわらず、それが異なると通常考えられるのは、同じ行動に対してわれわれの与える意味が異なっているからであるが、それでは、それはなぜなのか。

ひとつの答えが、法によってそう決められているから、というものである。もちろん具体的かつ詳細に〇〇法の〇〇条にそう決められているということを知っている必要はないし、現実にも多くの人がそのようなことを知っているはずもない。ただ、抽象的に、法が彼を警察官とし、彼にそのような権限を与えているからである、つまり警察官である彼は、特定の場合に、意に反して人を拘束し監禁する権限を法によって授権されているのに対し、誘拐犯にはそのような権限は与えられていない、だから両者は異なるといえるのだ、と説明することは、少なくとも法学を一通り勉強したことのある人であれば、思いつく説明であろう。

ある人を警察官として採用し、そして警察官となった人にさまざまな任務・権限を与える法は、たとえば警察法・警察官職務執行法といった警察法分野の諸法令や、公務員としての地位に関して定める国家公務員法・地方公務員法といった公務員法分野のそれである。

同様に、「マルサの女」を強盗犯と区別する根拠は、彼女を国税庁職員として採用し、彼女にそのような任務・権限を与える、国税通則法・国税徴収法・国税犯則取締法といった税法分野の諸法令や、やはり公務員法分野の諸法令である。

🌀 法律の根拠としての憲法

それでは、法律に定められていなければなぜそれが根拠となるのであろうか。法律というのは国法の諸種類のなかで、国会によって制定されたものをいうのであった（→第3章2）。しかし、そもそもなぜ、たとえば警察官職務執行法は法律であるといえるのか。もちろん、それが国会で制定されたからであると答えられようが、東京都千代田区の国会議事堂で行われているのは、テレビ中継などで見る限り、大きな部屋に集まった数百名の男女が、演説したり、ヤジを飛ばしたり、居眠りをしたり、拍手や挙手をしたり、あるいは起立したり着席したり……といった動作である。これを見て、通常われわれは国会議員が法案を審議していると考え。しかしそれがたとえば生徒総会や職員会議でもなく、また宗教団体の儀式でもなく、ほかならぬわが国の立法府の活動であると解釈する根拠は何か。ここでも、警察官と誘拐犯の例と同様に、外形的には区別できないはずの行動を、われわれはそれが国会審議であるときちんと区別する。なぜ彼らは国会議員であり、彼らは法律を作ることができるのか。法律を作っていることの根拠であるから、さきほどの例のようにその根拠を法律に求めるだけでは不十分であろう。そこでこの根拠となるのが、憲法というわけである。憲法が、法律を作ることができるのは国会であり、国会を構成するのは国会議員であり、国会議員には誰がどうすればなれるのか、国会議員はどのような手続で法律を作ることができるのか、等々を定めているからこそ、数百名の男女が集まってがやがやと何やら話し合っている風の行動をみて、われわれは、彼らが国会議員であり彼らは法律を作っているのだと考えるこ

とができるのである。

冒頭に、なぜわれわれは特定の人間を内閣総理大臣であると考え
るのかという珍妙な疑問を出しておいたことを思い出して欲しい。
これに対する答えも、内閣総理大臣たる地位につくための要件や手
続を定めたルールが存在するから、ということになり、そしてその
ルールが憲法である、ということになる。そしてそういうルールと
しての憲法の存在を、日本という社会の多くの人が一応は受け入れ
ているからこそ、われわれはいちいち彼は本当に首相なのか、あれ
は本当に国会か、〇〇法は本当に法律か、彼女は本当に警察官か、
等々の疑問に真剣に悩むことなく、社会生活を送ることができるの
である。

🌀 憲法のさまざまな意味

このように、憲法とは、特定の社会において共通の前提となるル
ールを定めたもののうち、国家という目に見えない存在を人びとの
頭の中での約束事として存在させるために必要不可欠なルールであ
る、ということができる。国家の権力を国家の名において行使する
人間は誰か、国家権力はどのような場合にどのように発動すること
ができるのか、法律を作るのは誰か、それを適用するのは誰か、と
いった国家の根本的な枠組み（国制）を定めるルールがなければ、
われわれは、特定の人や集団を国家の機関として解釈することがで
きなくなる。国家があるところには必ず憲法がある、といわれたり、
憲法とは国家の基本法である、といわれたりする場合の憲法とは、
そういう意味で用いられているのである。これを、**実質的意味の憲
法**という。

ところで、実質的意味の憲法は、国により時代により、その存在
形式が異なることに注意しておこう。たとえば、誰が国王であるか
については、社会のほとんどの人が、それは〇〇家の血筋を引くも
のであると信じて疑わないということもあるかもしれない。その場

合、必ずしも法律でわざわざ定める必要はないともいえる。そうすると、王位継承のルールについては、成文法では定められず、不文法で、あるいは慣習法で定められていると説明されることになる。実質的意味の憲法、すなわち国家を構成するための重要な諸ルールは、必ずしも成文法で、しかも〇〇国憲法という名のついた1本の法典（これを形式的意味の憲法という）に書き尽くされるというわけではなく、成文法に書かれていることもあれば、不文法や慣習法というかたちで存在していることもあるのである。たとえば、イギリスには形式的意味の憲法は存在しないが、もちろん、実質的意味の憲法は存在する。そして日本では、日本国憲法という名の形式的意味の憲法が存在し、その中に含まれる多くの規定は実質的意味の憲法である。逆にいうと、日本の実質的意味の憲法のすべてが、日本の形式的意味の憲法に書き尽くされているわけではない。

〔note〕 憲法の意味

有名な憲法学者の教科書に、つぎのような記述がある。それぞれどういう意味であるか、考えてみよう。

○ 阪本昌成『憲法1 / 国制クラシック〔第2版〕』（有信堂、2004年）10頁

「英語で constitution, ドイツ語で Verfassung といわれるとき、それらは、われわれが日常において「憲法」と呼ぶものとはニュアンスを異にする。われわれが「憲法」という言葉を聞いたとき、第一に、「それは法の一つだろう」と直感し、第二に、「日本国憲法のように、成文化された法のことだろう」とイメージするだろう（ちなみに、「憲法とは法律の一つだ」とあなたがもし考えているとすれば、それは大いに不正確である。……）」

○ 長谷部恭男『憲法〔第4版〕』（新世社、2008年）5頁

「国家が存在するということと、実質的意味の憲法が存在するということは、同一のことを異なる言い方で述べているにすぎない。チェスが存在するということと、チェスのルールが存在するということが同じであることと事情は同様である。」

2 憲法の特質

イギリスを除くと現在ではほとんどの国が形式的意味の憲法をもっているが、そのうち、少なくともいわゆる西側先進諸国の憲法には、いくつかの共通する——そして他の法律にはない——性質を見出すことができる。ここでは、憲法が国家の基本法とか最高法規であるといわれる場合に特徴的な性質を、3つ取り上げておくことにしよう。

● 硬性憲法としての憲法

ほとんどの国の憲法は、法律を作る手続のみならず、憲法自身の改正手続についての定めも置いている。改憲についての大枠の条件を憲法が定め、細かい手続については法律が定める、というのがふつうである。たとえば、日本国憲法96条1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めるが、ここでいわれる「国民投票」の投票権者の範囲や投票方法等についての詳細は、「日本国憲法の改正手続に関する法律」(2010年5月施行)が定める、という具合である。

憲法96条1項の規定から、日本国憲法の改正には、衆参両議院のそれぞれにおいて3分の2という特別多数がまず必要であり、つぎに国民投票において過半数という単純多数が必要であるということがわかる。これに対して、通常法律については、憲法56条2項や59条1項の規定により、両議院において過半数の賛成が得られたときに成立するのが原則となっている。つまり、日本国憲法は、憲法自身の改正方法を、法律の制定・改正方法に比べて、より難しくしているということができる。このように、通常法律に比べて

改正手続がより厳格になっている憲法を、**硬性憲法**とよぶ。法律より硬い憲法という意味である。これに対して、改正の方法が通常
の法律と変わらない憲法を、**軟性憲法**とよぶ。イギリスのように、
形式的意味の憲法が存在せず、実質的意味の憲法がおもに法律とし
て存在している場合には、当然軟性憲法ということになるが、現在
では、多くの国の憲法が、形式的意味の憲法として存在しており、
かつ硬性憲法である。

このように、世界の多くの国で、憲法の改正が法律の改正に比べ
て難しくされていることにはいくつかの理由がある。詳細は今後憲
法の講義等で学ぶことになると思うが、そのうちのひとつに、国法
秩序において、憲法が法律より上位にあるものとして構想されてい
るから、というものがある。これが、つぎにみる憲法の最高法規性
という性質である。

最高法規としての憲法

憲法 98 条 1 項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条
規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部
又は一部は、その効力を有しない」と定め、自身が国の最高法規で
あることを自ら宣言している。たとえばある法律を制定・改正しよ
うとしたところ、どうもそれが憲法に適合しないように見える、つ
まり違憲の疑いがある、という場合を考えてみよう。立法者にとっ
ては、違憲でもいいから立法してしまえという乱暴な決断を別にす
ると、法律の内容を憲法適合的に変えるか、あるいは法律はそのまま
に憲法を変えるか、という選択肢があることになる。ところが、
憲法が硬性憲法であれば、改憲するよりは法律を改める方が簡単で
あるのは単純な算数の問題である。このことは、硬性憲法の性質を
もつ憲法が存在する国では、論理的には、憲法より下位の法令は憲
法に適合するようにその内容が定められることになるはずである、
ということの意味する。別ないい方をすると、憲法改正手続規定と

法律制定手続規定の比較により、当該憲法が硬性憲法であるということが明らかになれば、そのような規定を定める憲法自身は、下位の法令との関係では自らを優越的効力をもつものと考えているはずである、ということが可能なのである。つまり、憲法の最高法規性は、たとえ憲法 98 条 1 項のようにそれをわざわざ宣言する規定が存在しなくとも、憲法の硬性憲法性に論理的に内包されている性質である、と考えることができる。

もちろん、世の中には論理的な思考ができない人もいるであろうし、違憲でもいいから立法してしまえという乱暴な立法者がいるかもしれないから、憲法 98 条 1 項のように、明示的に「この憲法」の「条規に反する法律」等は「その効力を有しない」と定めておくことは有意義である。とはいえ、実際にそのような乱暴な立法者がいれば、憲法に最高法規性を明記し、憲法に違反する国法等は無効であると定めても、さほど有効とはいえないのではないだろうか。乱暴な立法者とまではいえなくとも、迂闊^{うかつ}な立法者はいるかもしれないし、そうでなくとも憲法の解釈を誤って、善意で違憲の法律を作ってしまうこともあるかもしれない。また、立法時には想定だにできなかった事案が生じ、それに当該法律を適用してみると違憲になってしまったということもあり得よう。いずれにせよ、法の解釈に正解がない（→第 1・3 章）以上、そもそもある法律が違憲か合憲か、人によって判断が分かれることは当然ありうる。

違憲審査制を定める憲法

このような厄介な判断を、立法者でも政府でもない特別な第三者的機関にゆだねるのが、違憲審査制である。憲法 81 条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定め、違憲審査権限を最高裁を頂点とする裁判所に与えた。今日的な違憲審査制は、憲法を最高法規として頂点におく国法のピラミッド構造の重要性を

徹底的に考え抜いたハンス・ケルゼン（1881-1973年）によって、オーストリア憲法（1920年）に導入されたのがはじめてであるが、とりわけ第二次大戦後の西洋諸国の憲法によって世界的に広まっていく（ただし、アメリカ合衆国では、連邦最高裁判所が1803年のある判決において、自らに違憲審査権限があると宣言し、以来200年を超える違憲審査の歴史を誇っているが、実は合衆国憲法そのものには違憲審査制についての規定はない）。そして世界の違憲審査制は、日本やアメリカのように通常の司法裁判所が違憲審査を行うタイプと、特別な裁判所（しばしば憲法裁判所と名付けられる）がそれを行うドイツやイタリア、韓国のようなタイプ（大陸型違憲審査制とよばれる）とに、大きく二分することができる。

日本でも、戦前にはこのような制度は存在していなかった。大日本帝国憲法（旧憲法）も硬性憲法であり（旧憲法73条2項）、したがってそのことから当時の学説は、法律の内容が憲法に適合していなければならないという意味での憲法の最高法規性を当然のこととして捉えていたが、しかし、誰が法律の憲法適合性を判断するのか、そして誰が憲法違反の国法等の効力を奪うのかについての定め——現憲法81条に相当するもの——は旧憲法にはなかった。それゆえ、たとえば旧憲法下における通説的見解を代表した美濃部達吉（1873-1948年）は、「若し法律が憲法違反の規定を設けたときは其法律は憲法違反なるに拘らず尚有効に成立し、其法律の内容を審査して之を無効ならしむべき権力を有する機関なきを以て、実際には憲法が法律に依り変更せらるるの結果あるを免れず」という、醒めた認識を示していた。

つまり、違憲審査制のない戦前の日本の国法秩序においては、立法者自身が合憲と考えて作ったはずの法律については、たとえ誰かが違憲ではないかと考えたとしても、そのことを理由として立法者の意に反してその効力が否定される制度はなかったのである。その

意味で、戦前の憲法の最高法規性の保障は、立法者自身の賢慮なり自制なりに依存するものであった（いわば潜在的・自律的な最高法規性の保障）。これに対して戦後は、たとえ立法者は合憲であると考えているとしても、裁判所が違憲であると判断すれば法律は効力を奪われることになった。憲法の最高法規性は、目にみえるかたちで、そして立法者以外のものによって保障されるのである（いわば顕在的・他律的な最高法規性の保障）。法律は憲法に適合していなければならないという大前提からすると、違憲審査制はきわめて重要な制度であり、また望ましい制度であるようにもみえる。しかし、ことはそれほど単純には終結しない。

3 違憲審査制は両刃の剣!?

🔪 日本の違憲審査制は機能不全？

西側先進諸国の違憲審査制度に比べると、日本のそれは十分に機能していないと非難されることがある。たとえば、最高裁がこれまでに特定の法律の特定の条文を違憲と判断したのは10件にもおよばず、日本と同じく戦後に違憲審査制を導入したドイツと比べても、1987年に憲法を改正してそれをはじめて導入した韓国と比べても、極端に少ない。これは司法消極主義であり望ましくない、最高裁は違憲判断を下すのにもっと積極的であるべきだ、といった主張を読者も聞いたことがあるかもしれない。

比較法的にみて日本で違憲判決が極端に少ないことには、もちろんさまざまな理由があろう。そのなかで、日本の法律のほとんどはもともと内閣提出法案であって、内閣提出法案には、国会提出より前の段階で内閣法制局による厳格な審査が行われており（→第3章3）、そこで違憲の可能性が徹底的に排除されるしくみになっていることには注目しておきたい（実際、これまでに違憲と判断された法

令の多くは、戦前から存在していたものか、議員提出法案にもとづくものであった)。とはいえ、やはり少なすぎるのは事実で、学説の多くが違憲と考えている法令が、最高裁によって——ときには強引とも思える合憲限定解釈（→第1章2，第3章3）などの手法を用いて——違憲ではないと判断された例は数多い。また、選挙区における有権者の数が人口変動によって不均衡となり、その結果一票の価値に大きな較差が生じていることを法の下での平等（憲法14条）に反して違憲としながら、しかしそのような不均衡な定数のままで実施された選挙を無効とはしないという、屈折したかのような判断を示した判決（最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁，最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁）もある。どうも日本の最高裁は政治部門に遠慮がちで、臆病で、せつかく憲法が違憲審査制を定めているにもかかわらず、それが十全に機能していないのではないか……。ひとまずは、そのように考えることも可能である。

● 実はおそるべき制度？

しかし、よく考えてみると違憲審査制というのは実におそるべき制度である可能性がある。アメリカのように二大政党制が一応確立しており、政権交代が頻繁に起こる国において、裁判官にもそれなりに党派色が観察される場合、たとえば共和党の大統領によって任命された裁判官が多数を占めるときには、民主党政権の作った法律を積極的に違憲と判断する、ということが起こらないであろうか。日本ではこれまで政権交代がほとんどなかったが、たとえば定数不均衡訴訟において、公職選挙法の定数規定を違憲と判断するのみならず実際に選挙を無効とすることになると、最高裁の裁判官は、選挙の結果を見たうえでそれを無効としてやり直させるわけであるから、実は自分たちの支持しない政党が圧勝し、したがって自分たちにとって望ましくない政権交代が起こった場合にのみ選挙を無効とすることになるかもしれない、といった心配は杞憂であろうか。

そもそも、日本国憲法によれば、国会は「国権の最高機関」であって「国の唯一の立法機関」(法41条)であるし、国会を構成する国会議員は「全国民を代表する」(法43条)地位にある。そのような国会の制定した法律を、最高裁の裁判官15名のうちの過半数、つまりわずか8名の判断で、違憲無効とするのが違憲審査制なのである。しかも、国会議員は国民による直接選挙で選ばれているから、民主的正統性をもっとも有しているといえるのに対し、最高裁の裁判官は、内閣が指名もしくは任命する(→第4章1)。内閣の首長である内閣総理大臣は国会議員によって指名される(法67条)から、有権者たる国民との関係での民主的正統性についていえば、最高裁の裁判官のそれは、間接的なもの(国民→国会→内閣総理大臣)のさらにまた間接的なもの(内閣→最高裁裁判官)となるはずである。

簡単にいうならば、選挙によって選ばれた国会議員の作った法律を、選挙によって選ばれていないごくわずかな人数の裁判官が、違憲と判断し無効としうるのが、違憲審査制なのである。違憲審査権限の行使は、すでにある法律を存在しないものとする、あるいは少なくとも適用できないものとする、という意味において、消極的な立法権の行使にあたるのではないであろうか。そうすると、国会は、本当に「国の唯一の立法機関」といえるのであろうか。

司法の独立と民主政

かつてアメリカでは、いわゆる ニュー・ディール 期に、経済的弱者や労働者を保護するために政治部門が作った経済的な分野で国家の介入を強める法律を、連邦最高裁が、それらは経済的自由や契約の自由(→第12章1)を不当に制約するとして、たて続けに違憲と判断することがあった。その結果、ルーズヴェルト政権と最高裁は鋭く対立し、抜き差しならない状況にいたる。日本でも、戦前の刑法から戦後も削除されずに残っていた 尊属殺重罰規定(刑法旧200条)について、最高裁がこれを違憲と判断したのは1973年(最大

判昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁)であったが、政府与党の一部に同規定の削除に強く反対する勢力があったため、同規定は判決から実に20年以上もそのままに残されていた(1995年改正で削除)。また、1960年代後半から70年代初頭にかけては、公務員の労働基本権や政治的行為の自由をめぐる、また憲法9条について、最高裁や下級審のいくつかの判決が、政府与党の考え方と正面から対立する判断を下し、「偏向判決」と大々的に非難され、「司法の危機」が叫ばれたこともあった(第4章1が触れる平賀書簡事件や宮本判事補事件は、いずれもこの時期に起こったものである)。

尊属殺重罰規定の例は、最高裁の違憲判決に政治部門が従わない可能性があることの例であり、「司法の危機」の例は、裁判所の判断が政治部門と対立しすぎると、政治部門から異常な圧力を受ける可能性があることの例である。いずれも、かくもおそるべき権力を握っているはずの裁判所にとって、是が非でも避けたい事態のはずである。勇ましく違憲判決を下したところで、国政の中心に位置する政治部門から無視されたのでは最高裁の権威は地に墜ちる。あまりに政治部門を怒らせると、裁判所の組織・権限を定める法律や、さらには憲法までもが裁判所に不利に改正されてしまうかもしれない。政権交代を歓迎する世論が裁判所の選挙無効判決に怒りだしたならばはや最悪である。かといって、裁判所が政治部門に迎合する判決ばかりを出すのであれば、そんな裁判所はいらないと評されることになるであろう。裁判所には、憲法の最高法規性を保障する任務(憲法保障の役割)と、市民の権利を守る任務(権利保障の役割)とがあるはずであるが、そのいずれをも十分に果たさない統治の機構は、税金の無駄である。

アメリカ合衆国憲法とは異なり、日本国憲法は明示的に違憲審査制度を定めている。このことは、とりわけアメリカで盛んに議論されている司法審査の民主的正統性という難問が、日本では、憲法レ

ベルにおいてすでに解決済みであることを意味する。憲法制定権力の決断として、戦後の日本はそのような制度を採用したのであり、その限りにおいて、日本の民主政は、民主的正統性を欠く機関に民主的正統性を最大に有する機関の誤りを正す任務をあえて与えるという、古典的かつ純粹な、あるいは19世紀的な民主政とは異なる体制なのである、ということになる。

とはいえ、憲法上与えられている違憲審査権をもっと積極的に行使すべきであるとは、必ずしも単純にはいえない可能性があるのは上述のとおりである。裁判所にとって、司法の権威ある独立を維持することは至上命題のはずであるが、そのためには、裁判所自身の戦略として、実に微妙な綱渡りをせざるを得ない宿命にあるといえるのではないだろうか。

<参考文献>

- ① 本章に関連する問題を本章筆者がもう少し詳しく、別な観点も交えて検討したものとして、南野森『「憲法」の概念——それを考えることの意味』長谷部恭男編『岩波講座憲法6 憲法と時間』(岩波書店、2007年) 27頁以下。
- ② 「司法の危機」とよばれる時代に日本で起こった数多くの驚くべき事態については、そもそも司法をいかに捉えるかという問題も含めて、樋口陽一『比較のなかの日本国憲法』(岩波新書、1979年) 131頁以下。
- ③ 本章でも触れた定数不均衡訴訟を題材として取り上げ、違憲審査と民主政の緊張関係に注意を促すものとして、浅野博宣「投票価値の平等について」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』(有斐閣、2006年) 397頁以下。また、同じ著者による、「裁判官は憲法問題に直面したときにどうすれば良いのか」という問題関心を背景として書かれたものとして、「プラグマティズムは法の支配を否定するか——ドゥオーキンにおける立憲主義と哲学」井上達夫編『岩波講座憲法1 立憲主義の哲学的問題地平』(岩波書店、2007年) 251頁以下にも挑戦してほしい。